令 和 ８ 年 度

石 川 県 珠 洲 市 予 算 書

令 和 ８ 年 ３ 月

目　　次

議案第15号　令和８年度　珠洲市一般会計予算 …… 1

議案第16号　令和８年度　珠洲市国民健康保険特別会計予算 …… 13

議案第17号　令和８年度　珠洲市介護保険特別会計予算 …… 17

議案第18号　令和８年度　珠洲市後期高齢者医療特別会計予算 …… 23

議案第19号　令和８年度　珠洲市賃貸住宅事業特別会計予算 …… 27

議案第20号　令和８年度　珠洲市病院事業会計予算 …… 29

議案第21号　令和８年度　珠洲市水道事業会計予算 …… 33

議案第22号　令和８年度　珠洲市下水道事業会計予算 …… 35

一　般　会　計

議案第１５号

令和８年度珠洲市一般会計予算

令和８年度珠洲市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５０，９１０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年３月４日提出

珠洲市長　泉谷　満寿裕

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 市税		1,147,756
	1 市民税	487,839
	2 固定資産税	491,350
	3 軽自動車税	49,300
	4 市たばこ税	88,795
	5 入湯税	3,738
	6 都市計画税	26,734
2 地方譲与税		132,000
	1 地方揮発油譲与税	14,000
	2 自動車重量譲与税	82,000
	3 森林環境譲与税	36,000
3 利子割交付金		2,000
	1 利子割交付金	2,000
4 配当割交付金		8,000
	1 配当割交付金	8,000
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000
6 法人事業税交付金		33,000
	1 法人事業税交付金	33,000
7 地方消費税交付金		340,000
	1 地方消費税交付金	340,000

（単位：千円）

款	項	金額
8 環境性能割交付金		18,000
	1 環境性能割交付金	18,000
9 地方特例交付金		1,600
	1 地方特例交付金	1,500
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	100
10 地方交付税		8,077,938
	1 地方交付税	8,077,938
11 交通安全対策特別交付金		571
	1 交通安全対策特別交付金	571
12 分担金及び負担金		11,301
	1 分担金	2,820
	2 負担金	8,481
13 使用料及び手数料		89,188
	1 使用料	53,472
	2 手数料	35,716
14 国庫支出金		20,698,164
	1 国庫負担金	18,377,804
	2 国庫補助金	2,317,238
	3 委託金	3,122
15 県支出金		7,914,766

（単位：千円）

款	項	金額
	1 県負担金	986,839
	2 県補助金	6,893,944
	3 委託金	33,983
16 財産収入		53,197
	1 財産運用収入	53,097
	2 財産売払収入	100
17 寄附金		300,000
	1 寄附金	300,000
18 繰入金		4,089,545
	1 基金繰入金	4,089,545
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		298,173
	1 延滞金、加算金及び過料	301
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	6,061
	4 雑入	291,810
21 市債		7,684,800
	1 市債	7,684,800
歳　入　合　計		50,910,000

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		138,797
	1 議会費	138,797
2 総務費		4,124,460
	1 総務管理費	3,784,117
	2 徴税費	171,406
	3 戸籍住民基本台帳費	90,660
	4 選挙費	39,474
	5 統計調査費	12,394
	6 監査委員費	26,409
3 民生費		4,706,001
	1 社会福祉費	1,824,018
	2 児童福祉費	616,062
	3 生活保護費	107,459
	4 生活困窮自立支援費	4,931
	5 災害救助費	2,153,531
4 衛生費		3,664,224
	1 保健衛生費	542,886
	2 清掃費	749,683
	3 水道費	779,866
	4 病院費	648,677
	5 災害ごみ処理費	943,112

（単位：千円）

款	項	金額
5 労働費		36,965
	1 労働諸費	36,965
6 農林水産業費		1,598,411
	1 農業費	1,358,440
	2 林業費	159,701
	3 水産業費	22,339
	4 漁港費	57,931
7 商工費		1,368,720
	1 商工費	1,368,720
8 土木費		4,590,200
	1 土木管理費	85,866
	2 道路橋りょう費	585,422
	3 河川海岸費	7,001
	4 港湾費	153
	5 都市計画費	1,153,259
	6 住宅費	2,743,499
	7 急傾斜地対策費	15,000
9 消防費		681,241
	1 消防費	681,241
10 教育費		1,102,452
	1 教育総務費	160,003

（単位：千円）

款	項	金額
	2 小学校費	212,336
	3 中学校費	157,898
	4 社会教育費	274,904
	5 保健体育費	297,311
11 災害復旧費		26,256,478
	1 公共土木施設災害復旧費	17,478,147
	2 農林水産施設災害復旧費	3,590,500
	3 教育施設災害復旧費	1,754,697
	4 その他施設災害復旧費	3,433,134
12 公債費		2,542,051
	1 公債費	2,542,051
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳　出　合　計		50,910,000

第２表　債 務 負 担 行 為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
道路台帳整備費	令　和　９　年　度	１５０，０００
災害公営住宅整備事業費	令　和　９　年　度	２７，５９４，８４０
令和6年災害復旧事業費（野々江地区）	令 和 ９ 年 度 ～ 令和１１年度	１，０３０，０００

第３表　　地 方 債

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
光ファイバ整備事業費	1,900	普通貸借 又　は 証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
わくわく広場管理費 （過疎債ソフト分）	5,200			
滞在交流施設日置管理費 （過疎債ソフト分）	4,300			
市営無料バス運行事業費 （過疎債ソフト分）	20,400			
庁舎等維持費	25,200			
一般経費（財産管理費）	30,000			
子ども医療費助成事業 （過疎債ソフト分）	16,200			

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
不妊・不育症治療費助成事業費（過疎債ソフト分）	3,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
母子保健推進事業費（過疎債ソフト分）	7,900			
珠洲市出産子育て支援金事業（過疎債ソフト分）	6,000			
予防接種事業費（過疎債ソフト分）	7,000			
保健福祉活動施設運営管理費	104,600			
健康増進施設運営管理費（過疎債ソフト分）	3,200			
斎場施設管理費	54,000			
奥能登クリーン組合負担金	70,700			
災害対策債	463,000			
（社）シルバー人材センター事業費（過疎債ソフト分）	10,000			
産業センター等管理費	5,000			
県営ほ場整備事業費負担金	12,500			
珠洲ホースパーク整備事業費	34,100			
治山事業費	37,000			

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
県営漁港整備事業費負担金	45,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
観光宣伝事業費（過疎債ソフト分）	6,300			
能登空港利用促進事業費（過疎債ソフト分）	4,600			
食祭イベント「珠洲まるかじり」開催費補助金（過疎債ソフト分）	2,800			
観光施設指定管理委託事業費（過疎債ソフト分）	27,700			
観光施設維持管理費	98,500			
観光推進事業費補助金（過疎債ソフト分）	2,000			
各種商工振興事業費（過疎債ソフト分）	7,100			
ほっと石川観光プラン推進ファンド貸付金	155,000			
多目的ホール運営事業費	101,200			
社会資本整備総合交付金事業費	36,900			
公園管理費	60,000			
河川整備事業	3,000			
災害公営住宅整備事業費	630,600			

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
消防施設維持費	49,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
災害援護資金貸付事業費	7,000			
学校施設修繕費（小学校）	43,500			
体育施設維持管理費	95,200			
公民館施設修繕費等	44,800			
生涯学習センター管理費	8,100			
学校施設修繕費（中学校）	10,000			
令和7年災害復旧事業費（公共土木施設）	41,900			
令和6年災害復旧事業費（農地・農業用施設）	18,300			
令和7年災害復旧事業費（農地・農業用施設）	5,200			
令和6年災害復旧事業費（林道）	15,800			
令和7年災害復旧事業費（林道）	40,000			
令和6年災害復旧事業費（漁港施設）	47,000			
令和6年災害復旧事業費（治山施設）	7,000			

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
令和6年災害復旧事業費（総務施設）	358,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
令和6年災害復旧事業費（保健衛生施設）	238,300			
令和6年災害復旧事業費（産業振興施設）	118,000			
令和6年災害復旧事業費（観光施設）	1,641,300			
令和6年災害復旧事業費（消防施設）	593,400			
令和6年災害復旧事業費（学校施設）	369,600			
令和6年災害復旧事業費（社会教育施設）	316,700			
令和6年災害復旧事業費（体育施設）	107,300			
令和6年災害復旧事業費（福祉施設）	200,500			
令和6年災害復旧事業費（下水道施設）	610,900			
令和6年災害復旧事業費（上水道施設）	500,000			
令和6年災害復旧事業費（中央霊苑）	55,000			
歳入欠かん債	40,000			

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計

議案第１６号

令和８年度珠洲市国民健康保険特別会計予算

令和８年度珠洲市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，７２８，０５１千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１１０，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年３月４日提出

珠洲市長　泉谷　満寿裕

第1表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 国民健康保険税		224,751
	1 国民健康保険税	224,751
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 県支出金		1,283,471
	1 県補助金	1,283,471
4 財産収入		904
	1 財産運用収入	904
5 繰入金		218,574
	1 繰入金	218,574
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		340
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	338
歳　入　合　計		1,728,051

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		66,278
	1 総務管理費	46,225
	2 徴税費	19,871
	3 運営協議会費	182
2 保険給付費		1,267,108
	1 療養諸費	1,079,624
	2 高額療養費	180,200
	3 移送費	261
	4 出産育児諸費	5,003
	5 葬祭諸費	2,000
	6 結核諸費	20
3 国民健康保険事業費納付金		338,144
	1 医療給付費分	227,987
	2 後期高齢者支援金等分	78,220
	3 介護給付金分	23,997
	4 子ども・子育て支援金分	7,940
4 保健事業費		42,351
	1 特定健康診査等事業費	19,467
	2 保健事業費	22,884
5 基金積立金		905
	1 基金積立金	905

（単位：千円）

款	項	金額
6 公債費		10
	1 公債費	10
7 諸支出金		12,255
	1 償還金及び還付加算金	6,401
	2 繰出金	5,854
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		1,728,051

介　護　保　険　特　別　会　計

議案第１７号

令和８年度珠洲市介護保険特別会計予算

令和８年度珠洲市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，０９７，２８７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、８０，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年３月４日提出

珠洲市長　泉谷　満寿裕

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 保険料		351,536
	1 介護保険料	351,536
2 使用料及び手数料		5
	1 手数料	5
3 国庫支出金		818,053
	1 国庫負担金	509,219
	2 国庫補助金	308,834
4 支払基金交付金		801,696
	1 支払基金交付金	801,696
5 県支出金		447,990
	1 県負担金	427,949
	2 県補助金	20,041
6 財産収入		315
	1 財産運用収入	315
7 繰入金		595,056
	1 一般会計繰入金	468,420
	2 基金繰入金	126,636
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,570
	1 延滞金、加算金及び過料	6

（単位：千円）

款	項	金額
	2 雑入	1,564
10 市債		81,065
	1 財政安定化基金借入金	81,065
歳　入　合　計		3,097,287

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		67,682
	1 総務管理費	44,685
	2 徴収費	946
	3 介護認定審査会費	22,051
2 保険給付費		3,019,133
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	2,881,770
	2 その他諸費	1,820
	3 地域支援事業費	135,543
3 基金積立金		316
	1 基金積立金	316
4 諸支出金		10,056
	1 償還金及び還付加算金	10,056
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳　出　合　計		3,097,287

第２表　地 方 債

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
保険給付事業	81,065	普通貸借 又　は 証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計

議案第１８号

令和８年度珠洲市後期高齢者医療特別会計予算

令和８年度珠洲市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３７９，９４６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年３月４日提出

珠洲市長　泉谷　満寿裕

第1表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		226,964
	1 後期高齢者医療保険料	226,964
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		132,777
	1 繰入金	132,777
4 諸収入		20,195
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	20,194
歳　入　合　計		379,946

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		14,864
	1 総務管理費	12,556
	2 徴収費	2,308
2 分担金及び負担金		344,613
	1 負担金	344,613
3 後期高齢者健康診査		17,369
	1 後期高齢者健康診査	17,369
4 諸支出金		3,000
	1 償還金及び還付加算金	3,000
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳　出　合　計		379,946

賃 貸 住 宅 事 業 特 別 会 計

議案第１９号

令和８年度珠洲市賃貸住宅事業特別会計予算

令和８年度珠洲市の賃貸住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２６，２７３千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年３月４日提出

珠洲市長　泉谷　満寿裕

第1表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 住宅使用料		25,916
	1 住宅使用料	25,916
2 財産収入		356
	1 財産運用収入	356
3 繰入金		1
	1 繰入金	1
歳　入　合　計		26,273

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 住宅管理費		22,963
	1 住宅管理費	22,963
2 基金積立金		3,310
	1 基金積立金	3,310
歳　出　合　計		26,273

病　院　事　業　会　計

議案第２０号

令和８年度珠洲市病院事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和８年度珠洲市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

区　　分		病院事業		診療所事業	
（１）病　　床　　数	一般病床	１０８	床	－	床
	結核病床	７	床	－	床
	計	１１５	床	－	床
（２）年間患者数	入院患者数	２６，８６４	人	－	人
	外来患者数	７９，６９９	人	４８	人
（３）一日平均患者数	入院患者数	７４	人	－	人
	外来患者数	３３１	人	２	人
（４）診療実日数	入院	３６５	日	－	日
	外来	２４１	日	２４	日
（５）主な建設改良事業	営業設備費	１０９，１９０	千円	－	千円
	院内設備更新事業費	１７，８５６	千円	－	千円
	電子カルテ更新事業費	４０８，１００	千円	－	千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中災害による損失６０，６０９千円の財源にあてるため、災害復旧事業債６０，６００千円を借り入れる。

収　　入		
第１款　病院事業収益	３，３０２，６５０	千円
第１項　医業収益	２，５３５，６９８	千円
第２項　医業外収益	５４２，７７０	千円
第３項　特別利益	２２４，１８２	千円
第２款　診療所事業収益	１，４４３	千円
第１項　大谷診療所医業収益	１，３２４	千円
第２項　大谷診療所医業外収益	１１８	千円
第３項　大谷診療所特別利益	１	千円

支　　出		
第１款　病院事業費用	３，５９０，２７４	千円
第１項　医業費用	３，４１０，９９３	千円
第２項　医業外費用	１１８，６７１	千円
第３項　特別損失	６０，６１０	千円

第２款	診療所事業費用	１，７７９ 千円
第１項	大谷診療所医業費用	１，７６７ 千円
第２項	大谷診療所医業外費用	１１ 千円
第３項	大谷診療所特別損失	１ 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額６０，２９２千円は、過年度分損益勘定留保資金６０，２９２千円で補てんするものとする。）。

収入		
第１款	病院事業資本的収入	８４１，８２６ 千円
第１項	企業債	５９５，６００ 千円
第２項	他会計負担金	２４６，２２６ 千円
支出		
第１款	病院事業資本的支出	９０２，１１８ 千円
第１項	建設改良費	５３５，１４６ 千円
第２項	企業債償還金	３６４，５７２ 千円
第３項	投資	２，４００ 千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械整備事業	１０９，１００	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
院内設備更新事業	１７，８００			
電子カルテ更新事業	４０８，１００			
災害復旧事業	６０，６００			

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、８００，０００千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　　１，６５８，４９４ 千円
（２）交　際　費　　５００ 千円

（他会計からの補助金）

第８条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、７１，６２７千円である。

また、国保会計からこの会計へ補助を受ける金額は、５，７３７千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、９１６，４４０千円と定める。

令和８年３月４日 提出

珠洲市長　泉 谷　満 寿 裕

水　道　事　業　会　計

議案第２１号

令和８年度珠洲市水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和８年度珠洲市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給　水　件　数	５，２００ 件
（２）年　間　総　給　水　量	８４２，４８４ ㎥
（３）一　日　平　均　給　水　量	２，３０８ ㎥
（４）主要な建設改良事業	
上水道災害復旧事業	１，３４８，０５９ 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入		
第１款	上　水　道　事　業　収　益	５９５，２７２ 千円
第１項	上　水　道　営　業　収　益	３４９，８２８ 千円
第２項	上　水　道　営　業　外　収　益	２４５，４４４ 千円
支　　出		
第１款	上　水　道　事　業　費　用	６４０，３９８ 千円
第１項	上　水　道　営　業　費　用	６１０，００２ 千円
第２項	上　水　道　営　業　外　費　用	３０，３９６ 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入		
第１款	上水道事業資本的収入	３，４８７，０３０ 千円
第１項	企　業　債	２０，０００ 千円
第２項	補　助　金	１，８１８，３００ 千円
第３項	出　資　金	５３３，３９０ 千円
第４項	他　会　計　負　担　金	３３，３４０ 千円
第５項	工　事　負　担　金	１，０８２，０００ 千円

支　　出

第１款	上水道事業資本的支出	３，４６６，２１７ 千円
第１項	上水道建設改良費	３，３１７，３４４ 千円
第２項	企業債償還金	１４８，８７３ 千円

（企業債）

第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
災害復旧事業	２０，０００	普通貸借 又は 証券発行	５．０％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第6条　一時借入金の限度額は、3，400，000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　　１０２，６０６ 千円

（他会計からの補助金）

第８条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１７９，６２５千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、２９，１０２千円と定める。

令和８年３月４日 提出

珠洲市長　泉谷　満寿裕

下　水　道　事　業　会　計

議案第２２号

令和８年度珠洲市下水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和８年度珠洲市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）処　理　戸　数	３，７２２戸
（２）年間総処理水量	６０４，８９０㎥
（３）一日平均処理水量	１，６５７㎥
（４）主要な建設改良事業	
管渠建設改良事業	５３３，０００千円
浄化槽設置推進事業	２４，９９２千円
災害復旧事業	２，８９９，６２６千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入	
第１款　下水道事業収益	１，１７２，８２８千円
第１項　営業収益	２２９，４００千円
第２項　営業外収益	９４３，４２８千円
支　出	
第１款　下水道事業費用	１，１７２，８２８千円
第１項　営業費用	１，０９３，８３８千円
第２項　営業外費用	７８，９９０千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２３３，６４２千円は、当年度分損益勘定留保資金２３３，６４２千円で補てんするものとする。）。

収　入	
第１款　資本的収入	３，７４６，３４９千円
第１項　企業債	２５５，６００千円
第２項　他会計出資金	７１３，３７３千円
第３項　国庫補助金	２，７２３，２８５千円
第４項　負担金等	５４，０９１千円

支　　出

第１款	資本的支出	３，９７９，９９１ 千円
第１項	建設改良費	３，４７５，７０３ 千円
第２項	企業債償還金	５０４，２８８ 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事　項	期　間	限　度　額
令和６年災害復旧事業費（令和８年度発注）	令和９年度～令和１１年度	７，３５０，０００
令和６年災害復旧関連事業費（令和８年度発注）	令和９年度～令和１１年度	１，２６０，０００

（企　業　債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
建設改良債	２７，０００	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
資本費平準化債	２２８，６００			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、３，０００，０００千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　　３０，７２６ 千円

（他会計からの補助金）

第９条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、３８７，１８６千円である。

令和８年３月４日 提出

珠洲市長　泉谷　満寿裕